

桜の開花が例年より早かったですね。5日清明, 20日穀雨, 29日昭和の日

1. April 改正情報・案内

①毎年4月は、大勢の方が入社や退職をされ、年金事務所に資格取得届や資格喪失届が大量に提出されることから、協会けんぽは、「**保険証の発行までに約2週間かかる見込み**」と発表しています。

②平成25年度から新体系に

厚生労働省は、4月から雇用関係助成金制度の一部について、既存の助成金で類似するものを統廃合するなどして、わかりやすく、活用しやすい制度体系に変更することを発表しました。

◆日本再生人材育成支援事業奨励金の新設

また、4月以降も継続されるものとして、すでに1月より、重点分野（健康・環境・農林漁業分野等）において、有期契約労働者等も含めた労働者に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主に向けて、以下のような助成金が実施されています。

- ・正規雇用労働者育成支援奨励金
- ・非正規雇用労働者育成支援奨励金
- ・海外進出支援奨励金（留学）
- ・海外進出支援奨励金（送り出し）
- ・被災地復興建設労働者育成支援奨励金

今後、非正規労働者のキャリアアップ支援、若年層の安定雇用の確保、高齢者の就労促進などを目的とする新しい助成金も設けられる予定ですので、動向を注視したいところです。

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知)** / 1000、**介護保険 7.75** / 1000
厚生年金保険 83.83 / 1000 **雇用保険 5** / 1000 (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

「一生懸命努力すればするほど、運は味方する。」

The harder you work, the luckier you get.

ゲリー・プレーヤー (プロゴルファー)

3. 法律ワンポイント

4月1日から「雇用保険被保険者離職証明書」の様式が変更

4月1日より「改正高年齢者雇用安定法」が施行されるのに伴い、離職理由の欄を見直し、定年により離職する者について、定年後の継続雇用に関する希望の有無等を記載する項目が新たに設けられる等、所要の変更が行われました。また、当該離職者が定年後の継続雇用を希望していたにもかかわらず離職に至った経緯について、「a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため…、**b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため、c その他…**」のいずれに該当するかを記載することとされています。

◆様式改正後の旧様式の取扱い

新様式には、右下に「25.04 - 新」と印字されており、それ以外の者は旧様式となりますが、当面の間は旧様式も使用することができます。しかしながら、旧様式には上記のように離職に至った詳しい理由を記載する欄がありませんので、事業主が「具体的事情記載欄（事業主用）」に記載する必要があります。具体的には、離職理由欄の「2 定年、労働契約期間満了等によるもの（1）定年による離職（定年 歳）の横に○を付し、カッコ内に定年年齢を記載したうえで、「定年退職（本人は継続雇用を希望したが、就業規則に定める解雇・退職事由に該当した）」のように記載することとなります。

◆契約期間満了による離職のケースにおける取扱い

例えば、60歳定年の会社で65歳まで1年ごとの契約更新で65歳までの再雇用制度が設けられていた場合で、更新基準を満たさないために期間満了で離職するときには「3 労働契約期間満了等によるもの（2）労働契約期間満了による離職」に○を付し、契約期間や更新回数、雇止め通知の有無等の必要事項を記載することとなります。

また、事業縮小等により契約更新することなく期間満了により離職するときも同じように記載します。なお、これらの場合に提出する雇用保険被保険者資格喪失届の「5 喪失原因」は「2」を選択し、事業主の都合による離職以外の離職となります。

4. 統計・情報

①厚生労働省は、建設雇用改善助成金を廃止し、若年労働者の確保・育成や技能承継に重点を置いた形で2013年度に創設する新助成金の名称を「**建設労働者確保育成助成金**」に決め、助成メニューなどの大枠を固めた。建設業を支える若年層の入職が進まない一方、高齢化の進展で技能継承に支障が生じている現状を踏まえ、現行の建設雇用改善助成金を廃止して若年労働者の確保・育成に重点を置いた新助成金へと再構築。13年度予算の概算要求には約46億円を計上している。労働局の担当者のお話では、6/1以降の手続き受け入れになりそうで、5月までに詳細は発表される模様。



②広島修道大の元財務課長（57）が、実態がないのに管理職と扱われ、残業代を支払われなかったとして、大学を運営する学校法人修道学園に未払い賃金など約630万円の賠償を求めた訴訟の判決で、広島地裁は2月27日、時間外手当の支給対象外となる管理監督者には当たらないと認め約520万円の支払いを命じた。



③厚生労働省は、**2018年4月から企業に精神障害者の雇用を義務付ける**方針を決定した。4月にも障害者雇用促進法の改正案を国会に提出する。これにより法定雇用率が上昇するが、当初5年間については障害者雇用の状況や国の支援体制などを考慮して上昇幅を抑えることも検討されている。（3月22日）

HRM Tanaka Human Resources Management

先月、**ビックリ仰天体験**をしました。ゴルフダイジェスト社の「のべ参加者1万5千人超の2012GDOアマチュアゴルフトーナメント」で中部大会予選・決勝をクリアし**全国大会へ出場**した時の事です（開催地は、タイガーウッズが「ダンロップフェニックストーナメント」に参戦し連覇したことのある、宮崎の「**フェニックス・カントリークラブ**」）。ゴルフで、「より遠くへ飛ばす一番長い道具（クラブ）」は「**ドライバー**」と言いますが、そのより遠くへ飛ばすコンテストが、**ドライビング・コンテスト**=略して「**ドラコン**」、その**日本記録保持者の方と一緒にプレー**することができたのです。

17組あった組み合わせで、その方と偶然同じ組になれたのは本当にラッキーでした。2ホールめで、こちらが会心の当たりで290ヤードぐらい飛ばしたあと、フルスイングで私のボールをラクラク超えてゆくではありませんか！40～50ヤード前方にボールがあり、ただ皆ビックリでした。圧巻！**340ヤードぐらい出ていました**。聞いてみると、この方「**2009年のドラコン選手権日本チャンピオン**」であり、プロ・アマ含めて、その**日本記録はなんと415ヤード！**との事（プレー終了後にいただいた名刺にも書いてありました）。**今まで見たことのない3段ロケットのような弾道！**こんな凄い人がいるのだ～ただ～ただ～感心。「**ドラコンに命賭けています！**」と言われ、最後に「田中さんも飛ばしますね、低スピンド！（有難うございます、しかしあなたには太刀打ちできません、脱帽です）」「よかったら、この世界に来ませんか？」とお誘いの言葉……汗……「絶対に無理です！」全国大会の成績はパッとしませんでしたが、練習ラウンドも含めて中身の濃い充実した2日間でした（S）